



2025年5月22日

各 位

会 社 名 富士石油株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 重人
(コード：5017、東証プライム市場)
問合せ先 経理部長 祖父江 高明
TEL：03-6277-2906
URL：https://www.foc.co.jp/

株主提案に対する取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年4月18日付け及び2025年5月1日付け「株主提案に関する書面受領のお知らせ」において公表いたしましたとおり、2025年6月26日開催予定の第23期定時株主総会の目的事項に関し、2025年4月15日付けで当社株主1名より株主提案権を行使する旨の書面を受領し（以下、当該株主を「提案株主①」といい、当該書面を「株主提案書①」といいます。）、2025年4月28日付けで当社株主1名より株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりましたが（以下、当該株主を「提案株主②」といい、当該書面を「株主提案書②」といいます。）、本日開催の取締役会において、上記各株主提案に対する当社取締役会の意見について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 提案株主①からの株主提案（以下「株主提案①」といいます。）の内容等及び当社取締役会の意見

1. 提案株主①

個人株主1名

※個人株主であるため、氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 議題

(1) 出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

3. 提案の内容及び提案の理由

別紙1「株主提案①の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙1「株主提案①の内容」は、株主提案書①の該当箇所を原文のまま掲載しております。

4. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、**株主提案①に反対**いたします。

2024年4月16日付け「資本業務提携に関する合意書の締結及び出光興産による富士石油株式会社（証券コード：5017）株式の買集め行為に該当する株式取得について」において公表いたしましたとおり、当社は、出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）千葉事業所と当社袖ヶ浦製油所の協業を軸とする既存燃料油事業のシナジー創出、並びに両社協働での将来の京葉地区での燃料油供給及びカーボンニュートラル燃料の受入れ、製造及び供給拠点の構築を目的として、出光興産との間で、資本業務提携に関する合意書を締結いたしました（以下「本資本業務提携」といいます。）。本資本業務提携の一環として、出光興産は、当社株式を取得し、現在、同社は17,035,520

株(発行済み株式総数の21.79%)の当社株式を保有し、当社を持分法適用会社としております。当社は、本資本業務提携により、当社の燃料油事業における協業深化と将来の脱炭素化に向けた取組みを推進していくことで、当社の企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、経営戦略の立案等に当たっては、独立社外取締役が3分の1以上を占める当社取締役会において十分に議論を行った上で、決定しております。取締役会は、必要に応じて、外部専門家の意見も聴取しており、経営判断に活かしております。また、当社は、IRやSR活動を通じて得られた意見を適切に取締役会に還元することで、株主・投資家の意見を経営戦略の立案等に活かしております。

本資本業務提携にあっても、当社は、上記のような体制のもとで、様々な選択肢が存在する中、慎重に検討・審議し、出光興産とも十分に協議・交渉した上で、その実施を決定いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携の効果を最大化させることに努めてまいりましたが、今後も事業環境の変化を見据え、様々な選択肢の中から最適な方策・戦略を検討し、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

以上の当社の考え方に対し、株主提案①は、「出光興産による戦略的非公開化」のみを検討することを目的とする委員会の設置を定款に規定することを求めるものです。しかしながら、上記のとおり、当社は、経営戦略の立案等やその監督に当たっては、独立社外取締役や外部専門家等の知見も踏まえ、検討する体制はすでに構築されています。加えて、当社といたしましては、企業価値向上の観点から最適な組織体制については随時検討しており、必要に応じて、新たな組織の設置や既存の組織の改廃について柔軟に対応してまいります。また、特定の事項を検討する委員会を設置する規定は、会社の根本規範である定款に馴染まず、かかる定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの機動性や柔軟性が損なわれる可能性があると考えられます。

したがって、当社取締役会は、株主提案①に反対いたします。

当社といたしましては、PBRやROEの向上を実現し、当社の中長期的な企業価値向上を図るために、「安定的な収益力の確保」と「成長期待の醸成」を課題として特に認識しており、これらの課題を踏まえ、収益性の向上、脱炭素ビジネスの追求、配当の拡充、IR活動の強化を掲げております。操業の効率化・競争力強化、次世代カーボンニュートラル燃料の供給拠点としての機能発揮を目指すことで、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

II. 提案株主②からの株主提案(以下「株主提案②」といいます。)の内容等及び当社取締役会の意見

1. 提案株主②

個人株主1名

※個人株主であるため、氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 議題

- (1) 議案1 剰余金の処分にかかる定款変更の件
- (2) 議案2 自己株式取得にかかる定款変更の件

3. 提案の内容及び提案の理由

別紙2「株主提案②の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙2「株主提案②の内容」は、株主提案書②の該当箇所を原文のまま掲載しております。

4. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案②にいずれも反対いたします。

- (1) 議案1 剰余金の処分にかかる定款変更の件

当社は、株主各位への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えており、中・長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しつつ、業績及び資金バランス等を勘案の上、安定的な配当の継続に努めることを株主還元の基本方針としています。

当社においては、2024年3月期まで4期連続の黒字決算となったことに加え、在庫影響を取り除いた実質ベースの損益でも2年連続の黒字決算となり、収益力の一定の向上が確認できる結果となりましたが、2025年5月9日付けの決算短信において公表いたしましたとおり、2025年3月期の当期純利益はマイナスとなりました。また、業績予想として公表いたしましたとおり、2026年3月期の当期純利益につきましても、マイナスとなることを見込んでおり、当社の業績・財務の状況は、当面厳しい状況が継続することが見込まれます。このような状況の当社にとっては、財務体質の改善は引き続き重要な経営課題であります。

当社といたしましても、株主還元の重要性は認識しておりますが、配当額に関しては、上記のような当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を踏まえ、今後の成長投資や設備投資に必要な資金その他の事情も勘案し、機動的かつ柔軟に決定する必要があります。

しかしながら、議案1は、提案株主②が示す配当額の算出方法を定款規定として新設することを求めるものです。議案1の内容に従えば、少なくとも純資産の2%相当額もしくは配当性向30%となるような額の配当金を期末配当金として支払う必要があります。かかる定款規定が設けられた場合、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を勘案して配当額を決定することが妨げられます。このように、画一的な計算方法で配当額を決定しなければならないこととするのは、当社の財務基盤を害しかねず、また、今後の当社の事業運営及び株主還元を含む資本政策の機動性と柔軟性を損ない、当社の中長期的な企業価値の向上の妨げとなることは明らかです。

また、定款は会社の組織や運営に関する基本的な事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではありません。

したがって、当社取締役会は、議案1に反対いたします。

以上のとおり、当社は、安定的な収益力の確保と成長期待の醸成に向けて、財務状況を勘案した上で、安定的な配当の継続に取り組むこととしており、各施策の着実な遂行を通じ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(2) 議案2 自己株式取得にかかる定款変更の件

当社の株主還元の基本方針や考え方につきましては、上記(1)において記載したとおりです。

当社といたしましても、自己株式取得は、配当政策とともに株主の皆様への利益還元の有力な手段であると認識するとともに、資本効率の向上に資するものであると考えております。また、株式市場に対しても、一定のアナウンスメント効果が期待できるものと認識しております。

その一方で、自己株式取得は、自己資本の引下げにつながります。当社は、第3次中期事業計画において、ネットD/Eレシオを1.5倍以下とする財務目標を掲げておりましたが、今後も引き続き負債と資本の比率が適切なものとなるよう資本政策を立案・遂行する必要があります。当社としては、ネットD/Eレシオをはじめ、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を十分踏まえつつ、適時適切に自己株式取得の実施の有無や時期、株式数・金額を検討していくことが必要であると考えております。

しかしながら、議案2は、提案株主②が示す方針で自己株式取得を機械的に継続することを求めるものです。議案2の内容に従えば、当社の業績や財務状況、外部環境、そして当社の成長戦略等を勘案することを許容せず、画一的な計算方法で自己株式取得を実施しなければなりません。このような自己株式取得がなされることは、当社の財務基盤を害しかねず、また、今後の当社の事業運営及び株主還元を含む資本政策の機動性と柔軟性を損ない、当社の中長期的な企業価値の向上の妨げとなることは明らかなです。

また、定款は会社の組織や運営に関する基本的な事項を定めるものであり、個別具体的な事項について規定することは、業務執行の機動性及び柔軟性を害し、適切ではありません。

したがって、当社取締役会は、議案2に反対いたします。

(3) 小括

したがって、当社取締役会は、株主提案②に反対いたします。

以 上

(別紙1) 株主提案①の内容

株主提案書①の該当箇所を原文のまま掲載しております。

I. 提案する議題

1. 出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

II. 提案の内容及び提案の理由

1. 出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

[提案の内容]

定款に、担当取締役及び社外取締役をメンバーとして、外部アドバイザーの知見も活用しつつ、出光興産株式会社による戦略的非公開化の検討委員会を設置する旨の規定を追加する。

[提案の理由]

出光興産株式会社は、当社株式の21.7%を保有している筆頭株主であり、当社を持分法適用会社としており、千葉事業所等、石油製品の製造・供給の効率的な生産体制を構築しています。他方、国内の人口減少や脱炭素化に伴い、製油所の統廃合は進んでおります。当社が出光興産株式会社の子会社となった場合には、当社製油所は重要拠点として、効率化の恩恵を得ることにより、製油所全体が縮小傾向にある中においても、フルキャパシティの稼働率の維持が可能です。

また、当社のPBRは現状0.3倍と低迷していますが、市況の影響を強く受ける当社の事業は、市況変動のリスクを鑑みた自己資本の積み上げを要するため、資本効率の向上が困難な状況にあります。

社会インフラを支える当社の事業を安定且つ効率的に継続させるためにも、出光興産株式会社による非公開化に向けた検討を行うことが、株主や経営陣、従業員も含めた全ステークホルダーにとって好ましい選択と考えます。

以上

(別紙2) 株主提案②の内容

株主提案書②の該当箇所を原文のまま掲載しております。

議案1 剰余金の処分にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

下記の議案を新設(又は変更)する。

本議案による定款変更は、株主総会で承認可決された時点で効力が生じるものとする。

(期末配当)

当社は、毎期末において、配当可能額の範囲において、かつ、その他利益剰余金を配当原資として、純資産の2%相当額と配当性向30%相当額の大きい方の額以上を、期末配当金として支払うものとする。ただし、当社が、株主に対して、基準額を下回る額を交付せざるを得ない明確かつ合理的な必要性があり、かつ、この合理的な必要性について適切な説明を行う場合はこのかぎりではない。

2. 提案の理由

当社は、株価純資産倍率(PBR)が[※]0.3倍以下(2024年末時点)と、長年PBR1倍(解散価値)以下であり、東証PRM上場企業として存在価値を疑われる水準に評価されています。

一方、東証から株価対策(低PBR対策)という異例の要請があるも、当社は株価対策である「配当性向」への言及などを行う様子がなく、株価対策とされない抽象的表現の目標のみであり、上記議案を提案いたします。

又、配当性向が低いにも関わらず、2016年や2020年など、一時的な業績悪化で安易に配当を0円(無配)とした実績が複数あるため、配当を重要視する現代の投資家の投資対象から除外されてしまっています。そのため、「純資産配当率(DOE)」と大半のPRM上場企業が採用する「配当性向」を導入し、毎年減配せずに増配していく実績を積み上げる事で、より安心して投資を促すべきです。

上記により、長期安定的な株主構成に繋がる事も期待されます。

議案2 自己株式取得にかかる定款変更の件

1. 議案の要領

下記の議案を新設(又は変更)する。

本議案による定款変更は、株主総会で承認可決された時点で効力が生じるものとする。

(自己の株式の取得)

当社は、当社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額以上を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、每期自己の株式の取得を行う。

2. 提案の理由

株価低迷時の自社株買いは、財務内容を改善させるだけでなく、株価低迷を看過しない経営姿勢が株主の安心感を醸成し、企業価値を増大させます。

コロナ渦以降、当社は毎期営業黒字で収益低迷を脱する様相にありながらもPBRが低迷する背景は、自社株買いを実行せずに株価低迷を長年看過し続けてきた経営陣の姿勢に対する株主の不安にあります。一方、東証から株価対策(低PBR対策)という異例の要請があるも、当社は株価対策である「自社株買い」を行う様子がなく、株主に対し数値ではなく抽象的表現の目標を掲げるのみのため無意味であり、上記議案を提案いたします。

株価がPBR1倍(解散価値)を超えるまで自社株式取得を継続する事で、上記の不安を払しょくし、株主の信頼回復にも繋がります。

以上